

令和6年第3回遠軽地区広域組合議会（定例会）会議録

1 期 日 令和6年12月4日（木曜日） 10時00分開会  
2 場 所 遠軽町議会議場

---

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 議席の指定について  
日程第 4 管理者の行政報告と提出案件要旨説明  
日程第 5 報告第1号 令和5年度遠軽地区広域組合一般会計継続費について  
日程第 6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 8 議案第1号 遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について  
日程第 9 議案第2号 令和6年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第4号）  
日程第10 認定第1号 令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について

---

出席議員（11名）

12番	杉本信一君	11番	佐藤昭男君
1番	渡辺清夏君	3番	山谷敬二君
4番	山本悟君	5番	高田映二君
6番	高橋紀久君	7番	秋元直樹君
8番	脇坂敏夫君	9番	黒坂貴行君
10番	村田一志君		

---

欠席議員（1名）

2番 小形秀和君

---

列席者

管 理 者 佐々木 修一君 代表監査委員 村瀬 光明君

---

出席説明員

副 管 理 者	武 田 温 友 君	副 管 理 者	刈 田 智 之 君
副 管 理 者	澤 口 浩 幸 君	会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君
事 務 局 長	兼 田 信 広 君	消 防 長	会 田 政 敏 君
次 長	宗 村 政 彦 君	消 防 署 長	塩 野 栄 一 君
総 務 課 長	兼 田 篤 君	消 防 課 長	菊 地 貴 博 君
予 防 課 長	林 史 久 君	衛 生 施 設 課 長	田 宮 克 彦 君
出 納 課 長	遠 藤 新 一 君		

---

事務局出席者

事 務 局	中 村 正 憲 君	事 務 局	青 山 喬 紀 君
事 務 局	阿 部 楓 馬 君		

---

10時00分 開会

○議長（杉本信一君）

本日をもって招集されました、令和6年第3回遠軽地区広域組合議会定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして諸般の報告をします。

○事務局（中村正憲君）

御報告いたします。

本日の出席議員は、11名であります。

なお、2番小形議員より本日欠席の届け出があります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の議事日程は10までとなっております。

なお、建設工事等の発注状況、物品等の発注状況を配付しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（杉本信一君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、1番渡辺議員、5番高田議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議席の指定を行います。

今回、新しく選出されました、脇坂敏夫議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、8番に指定します。

暫時休憩とします。

10時3分 休憩

---

10時4分 再開

#### ○議長（杉本信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 管理者の行政報告と提出案件の要旨説明を求めます。

佐々木管理者。

#### ○管理者（佐々木修一君）

令和6年第3回遠軽地区広域組合議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、令和6年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会以降における行政について、御報告いたします。

事務局・消防本部、消防署新庁舎建設事業につきましては、現在、工事は躯体工事に着手しており、予定どおり進歩しているところであります。

次に衛生関係ですが、湧別町福島に建設中の一般廃棄物最終処分場建設事業につきましては埋立地建設工事及び浸出水処理施設建設工事のいずれも躯体基礎工事を進めているところであります。

えんがるクリーンセンター、えんがるリサイクルセンター及び衛生センターについては日常の施設運転、機器類に大きな故障もなく安定稼働しており、円滑な処理が行われている状況であります。

今後も構成3町との連携を密にしながら、引き続きごみの減量化、再利用、再資源化に協力いただくとともに、適正な施設の維持管理を行ってまいります。

次に、消防関係について御報告いたします。

まず、10月末日までの火災発生件数ですが、建物火災が8件、車両火災が2件、その他火災が7件発生しており、昨年の同時期は23件でしたので比較しますと6件減となっております。

これから寒さも厳しくなり、火気の使用が増加し、火災発生のリスクが高まってまいりますので、より一層火災予防に努めていく所存であります。

続いて救急出場状況ですが、出場件数が1,469件、搬送人員は1,398人であり、昨年同時期と比較しますと出場件数が74件増、搬送人員が105人増となっております。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号「令和5年度遠軽地区広域組合一般会計継続費について」は、遠軽地区広域組合一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものであります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、第52回全国消防救助技術大会出場に要する経費について緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、退職手当組合の追加負担金の確定に伴う清算納付金及び新消防庁舎整備事業にかかる地方債の限度額引き上げに伴い緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号「遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」は、地方自治法が一部改正されたことに伴い、引用条項を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第2号「令和6年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

歳入については、構成町の負担金と繰越金を追加計上するものであります。

歳出については、総務費に手数料、衛生費に工事請負費、消防費に負担金を追加計上するものであります。

継続費の補正につきましては、一般廃棄物最終処分場整備事業の総額及び年割額の変更をするものであります。

認定第1号は「令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入の決算総額は、43億46,172千円、歳出の決算総額は、42億65,298千円で、歳入歳出差引残額は、80,874千円となっております。

これらにつきましては、監査委員の意見書を付して、議会の認定を求めるものであります。

さらに、令和5年度組合事業の詳細につきましては、別冊の事務報告のとおりでございますので、御参照をお願い申し上げます。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当課長等から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉本信一君）

日程第5 報告第1号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計継続費についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

**○総務課長（兼田篤君）**

報告第1号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計継続費について御説明いたします。

遠軽地区広域組合一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告いたします。  
次のページ、別紙をお開き願います。

令和5年度遠軽地区広域組合一般会計継続費精算報告書についてご説明いたします。

次のページをお開き願います。

遠軽地区広域組合一般会計継続費精算報告書です。

3款衛生費1項清掃費マテリアルリサイクル推進施設整備事業につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年で事業を実施したもので、全体計画25億2,230万3千円に対し、実績25億2,230万円となったものです。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

**○議長（杉本信一君）**

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計継続費についてを終わります。

日程第6 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

**○総務課長（兼田篤君）**

承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページ、専決第2号専決処分書をお開き願います。

専決処分の理由といたしましては、第52回全国消防救助技術大会出場に要する経費について緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）を定めることについて、令和6年7月25日に専決処分したものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,275万4千円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次のページ、1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1歳入から御説明いたします。

5款繰越金につきまして、1項繰越金に113万6千円を追加し、総額を438万6千円としたものです。

これによりまして、歳入合計32億2,161万8千円に113万6千円を追加し、総額を32億2,275万4千円としたものです。

次に、2歳出について御説明いたします。

次のページ、2ページをお開き願います。

4款消防費につきまして、1項常備消防費に113万6千円を追加し、総額を15億3,137万2千円としたものです。

これにより、歳出合計32億2,161万8千円に113万6千円を追加し、総額を32億2,275万4千円としたものです。

次に、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

4款消防費1項常備消防費1目消防費113万6千円の追加につきましては、第52回全国消防救助技術大会出場に係る旅費に70万円、使用する資機材の点検及び資機材の配送に係る経費として役務費に43万6千円を追加したものです。

次に、2歳入について御説明いたします。

前のページ、6ページにお戻り願います。

5款1項1目繰越金113万6千円の追加は、消防分として113万6千円を追加したものです。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

### ○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出より各款ごとに行います。

4款消防費、8ページから9ページ。

次に、2歳入に入ります。

5款繰越金、6ページから7ページ。

これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田篤君）

承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページ、専決第3号専決処分書をお開き願います。

専決処分の理由といたしましては、退職手当組合の追加負担金の確定に伴う清算納付金及び新消防庁舎整備事業に係る地方債の限度額引き上げに伴い緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）を定めることについて、令和6年9月1日に専決処分したものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,765万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,041万1千円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の変更は、第2表地方債補正により御説明いたします。

次のページ、1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1歳入から御説明いたします。

5款1項繰越金に1,085万7千円を追加し、総額を1,524万3千円とし、7款1項組合債に680万円を追加し、総額を3億2,450万円としたものです。

これによりまして、歳入合計32億2,275万4千円に1,765万7千円を追加し、総額を32億4,041万1千円としたものです。

次に、2歳出について御説明いたします。

次のページ、2ページをお開き願います。

4款消防費1項常備消防費に1,565万4千円を追加し、10億6,507万9千円としたものです。

次に、4款消防費3項消防施設費に200万3千円を追加し、3億7,287万3千円としたものです。

これにより、4款消防費に1,765万7千円を追加し、総額を15億4,902万9千円としたものです。

これにより、歳出合計が補正前の額32億2,275万4千円に1,765万7千円を追加し、総額を32億4,041万1千円としたものです。

次に、地方債補正について御説明いたします。

地方債の変更につきましては、新消防庁舎整備事業において、施工監理業務委託分を対象事業費に追加したことから限度額を3億2,450万円に変更するものです。

起債方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

4款消防費1項常備消防費1目消防費1,565万4千円の追加につきましては、職員手当等に退職手当組合納付金を追加したものです。

4款消防費3項消防施設費1目消防施設費200万3千円の追加につきましては、負担金に新庁舎整備事業に係る庁舎等解体設計業務委託負担金として追加したものです。

次に、2歳入について御説明いたします。

前のページ、8ページにお戻り願います。

5款1項1目繰越金1,085万7千円の追加は、消防分として1,085万7千円を追加したものです。

7款1項組合債1目消防債680万円の追加は、新消防庁舎整備事業債として680万円を追加したものです。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

4款消防費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に2歳入に入ります。

5款繰越金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

7款組合債、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

#### ○総務課長（兼田篤君）



議案第1号遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、引用条項を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(抜粋)新旧対照表をお開き願います。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めることで、引用条項を整理するものです。

以上で参考資料の説明を終わります。前のページ別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に定める日から施行するものです。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号令和6年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

#### ○総務課長（兼田篤君）

議案第2号遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

令和6年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,579万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,620万6千円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

継続費の変更は、第2表継続費補正により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金1項負担金に3,097万6千円を追加し、総額25億5,247万8千円とするものです。

次に、5款1項繰越金に481万9千円を追加し、総額2,006万2千円とするものです。

これによりまして、歳入合計32億4,041万1千円に3,579万5千円を追加し、総額を32億7,620万6千円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページ、2ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費に41万円を追加し、総額944万3千円とするものです。

次に、3款衛生費1項清掃費に3,097万6千円を追加し、総額17億913万8千円とするものです。

次に、4款消防費1項常備消防費に440万9千円を追加し、15億5,343万8千円とするものです。

これによりまして、歳出合計32億4,041万1千円に3,579万5千円を追加し、総額を32億7,620万6千円とするものです。

次に、第2表継続費補正について御説明いたします。

次のページ、3ページをお開き願います。

継続費の変更につきましては、令和5年度から令和7年度の3か年の継続費で執行する、一般廃棄物最終処分場整備事業について、労務単価と建築資材費の急激な上昇や燃料費の高騰に伴い、工事請負契約書に規定するインフレスライド条項を適用するほか、工事の施工に設計変更があり、工事請負等の契約額を変更することに伴い、継続費の総額と年割額を変更するものです。

3款衛生費1項清掃費、一般廃棄物最終処分場整備事業の補正前の総額36億1,666万6千円を補正後36億7,103万9千円に増額し、令和6年度年割額8億5,428万4千円を8億8,526万円に増額し、令和7年度年割額25億8,784万9千円を26億1,124万6千円に増額するものです。

継続費に係る調書につきましては、16ページ、17ページに記載をしておりますので、後ほど御照覧をお願いします。

次に、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費41万円の追加につきましては、11節役務費 手数料に本年10月から内国為替制度運営費が地方公共団体にも対象となることから、これまで無料とされてきた公金の振込みにおいても口座振込手数料を負担することとなったことにより追加するものです。

次のページ、12ページをお開き願います。

3款衛生費1項清掃費5目塵芥処理施設費3,097万6千円の追加につきましては、14節工事請負費に一般廃棄物最終処分場埋立地建設工事の変更契約に伴うものです。

変更契約の内容ですが、インフレスライド条項分900万9千円、設計変更分2,196万7千円となるものです。

次のページ、14ページをお開き願います。

4款消防費1項常備消防費1目消防費440万9千円の追加につきましては、18節負担金、補助及び交付金に令和5年度の新庁舎建設事務負担金の確定に伴い追加するものです。

次に2歳入についてご説明いたします。

8ページにお戻り願います。

1款1項1目広域組合負担金3,097万6千円の追加は、一般廃棄物最終処分場埋立地建設工事の変更契約分です。

塵芥遠軽町分1,602万6千円、塵芥湧別町分886万円、塵芥佐呂間町分609万円を追加するものです。

5款1項1目繰越金481万9千円の追加は、議会事務局分41万円、消防分440万9千円を追加するものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出より各款ごとに行います。

2款、総務費10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

3款、衛生費12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

4款、消防費14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2歳入に入ります。

1款、分担金及び負担金8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

5款、繰越金8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上をもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 認定第1号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

奥山会計管理者

○会計管理者（奥山隆男君）

認定第1号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

地方地自法第233条第3項の規定により、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を受けるものであります。

説明資料につきましては、赤番2令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書、赤番3令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書、赤番4令和5年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番5令和5年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番6令和5年度事務報告の5冊であります。

それでは、赤番2令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。

歳入に係る款及び項における決算額となります。

予算現額合計43億2,839万円に対し、収入済額合計43億4,617万2,070円。

不納欠損額、収入未済額ともに0円。

予算現額と支出済額との比較は、1,778万2,070円となっております。

3ページをお開き願います。

歳出に係る款及び項における決算額になります。

支出済額合計42億6,529万7,229円。

翌年度繰越額は0円。

不用額及び予算現額と支出済額との比較、ともに6,309万2,771円。

欄外下段に記載の歳入歳出差引残額は8,087万4,841円でございます。

5ページをお開き願います。

歳入の決算状況になります。

1款1項負担金、収入済額33億1,232万6千円。

構成町からの議会事務局、し尿、塵芥、リサイクル及び消防の各負担金であります。

2款1項使用料、収入済額48万6,397円。

生田原消防会館及び行政財産使用料であります。

2款2項手数料、収入済額9,757万5,370円。

し尿処理手数料及び一般廃棄物処理手数料等であります。

3款1項国庫補助金、収入済額8億3,303万円。

循環型社会形成推進交付金であります。

7ページをお開き願います。

4款1項寄付金、収入済額0円。

5款1項繰越金、収入済額7,415万3,573円。

6款1項預金利子、収入済額6,344円。

6款2項雑入、収入済額2,859万4,386円。

リサイクル容器売払収入、リサイクル有償入札抛出金、防災航空隊員人件費市町村負担金等があります。

次に歳出をご説明いたします。

9 ページをお開き願います。

1 款 1 項 議会費、支出済額 3 5 万 7, 2 8 5 円。

議会活動に要した経費であります。

2 款 1 項 総務管理費、支出済額 4 0 1 万 5 4 円。

役務費の通信運搬費であり、電算システムの保守委託料等であります。

1 1 ページをお開き願います。

2 款 2 項 監査委員費、支出済額 2 1 万 8 0 0 円。

監査業務に要した経費であります。

3 款 1 項 清掃費、支出済額 3 0 億 6, 7 2 9 万 8, 4 0 7 円。

職員人件費や収集業務委託、ゴミ焼却施設長期包括的運営委託事業委託、マテリアルリサイクル推進施設建設工事及び一般廃棄物最終処分場埋立地建設工事等の経費であります。

1 5 ページをお開き願います。

4 款 1 項 常備消防費、支出済額 1 0 億 2 4 6 万 9, 7 5 6 円。

職員人件費や研修旅費及び消防車両並びに通信機器の維持管理経費等であります。

2 1 ページをお開き願います。

4 款 2 項 非常備消防費、支出済額 7, 8 4 4 万 8, 9 6 3 円。

団員報酬や団運営報償金等の消防団運営に関する経費であります。

2 3 ページをお開き願います。

4 款 3 項 消防施設費、支出済額 1 億 1, 2 2 2 万 8, 7 8 1 円。

施設整備費並びに遠軽町新庁舎建設基本・実施設計業務負担金等であります。

5 款 1 項 公債費、支出済額 2 7 万 3, 1 8 3 円。

一時借入金利子であります。

6 款 1 項 予備費については、支出はありません。

2 5 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書についてであります。

1 歳入総額 4 3 億 4, 6 1 7 万 2 千円。

2 歳出総額 4 2 億 6, 5 2 9 万 8 千円。

3 歳入歳出差引額及び 5 実質収支額は同額の 8, 0 8 7 万 4 千円であります。

次に、赤番 3 をご覧願います。

赤番 3 は監査委員より提出されました、令和 5 年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

1 ページをお開き願います。

2 の審査期間は令和 6 年 1 0 月 1 7 日から令和 6 年 1 0 月 1 8 日の 2 日間であります。

4 審査の結果及び意見を朗読させていただきます。

審査に付された、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、決算計数についても、関係諸帳簿及び関係証書類並びに遠軽地区広域組合指定金融機関の預金残高証明書と符合し、相違ないことを確認した。

また、予算の執行及び収入、支出の計数についても、関係諸帳簿及び関係証書類と符合し、相違ないことを確認した。

以上により、決算処理は適正に執行されているものと認められる。

財産の管理、財務に関する事務においても全体的に適正な執行がなされていると認められる。とされているものになります。

赤番4令和5年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番5令和5年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番6令和5年度事務報告につきましてはご覧いただくことをお願いいたしまして、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、認定第1号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会に付された議案のは審議はすべて終了いたしました。

これをもって、令和6年第3回遠軽地区広域組合議会定例会を閉会いたします。

10時44分 閉会

議長 杉本 信一

議員 渡辺 清夏

議員 高田 映二